

職員の旧姓使用について

J Aひがしみのは、このたび、職員の多様なライフスタイル・価値観・考え方を尊重し、業務上での旧姓の使用を認めることとしましたのでお知らせいたします。

わたしども J Aは、引き続き職員に寄り添った職場環境づくりのために積極的に取り組んでまいります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 旧姓使用の概要

婚姻等により戸籍上の姓が変更になった際、職員本人の希望により引き続き旧姓を使用します。

2. 対象職員

全職員

3. 主な旧姓使用対象

ネームプレート、名刺、職員証、印鑑、呼称、署名

以上

令和6年9月1日